

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令参照条文

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年六月五日法律第三十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。